

「停電による料金割引」適用漏れについて

平成13年12月18日
北陸電力株式会社

当社では、当社電気設備の故障等により一定時間以上(一般のご家庭の場合は1時間以上)の停電が発生した場合は、そのお客さまの電気料金を割引(一般のご家庭の場合は基本料金の4%を割引)しております。

この度、当社において停電による料金割引が適正に行われているか社内調査を行いましたところ、この割引が適用されるお客さまのうち、一部のお客さまについて、機械システムへの入力漏れ等から適用が漏れていることが判明いたしました。

適用漏れとなったご契約口数は、平成8年度から現在までの約5年半の間で、延べ約2千6百口となっております。(別紙1参照)

割引適用漏れが判明しましたお客さまにつきましては、できる限り早急に精算額を算定しご精算させていただきます。

なお、一般家庭の場合の割引額を試算しますと、標準的なご家庭である契約容量30アンペアのお客さまの場合で約26円となります。(別紙2参照)

当社といたしましては、このような事態が生じたことについて深くお詫び申し上げますとともに、業務処理方法の改善等の再発防止対策を徹底し、二度と生じないよう万全を期してまいります。

以上

「停電による料金割引」処理状況

	割引対象口数	割引適用漏れ口数
平成 8 年度	94,999	410
平成 9 年度	55,873	383
平成 10 年度	83,060	531
平成 11 年度	39,410	270
平成 12 年度	55,028	766
平成 13 年度	18,190	238
計	346,560	2,598

停電による料金割引について

一般のご家庭の場合（契約種別：従量電灯 B）

1．割引の対象

基本料金が割引となります。

2．割引率

1 月中の停電日数 1 日ごとに 4 パーセントの割引率となります。

3．停電日数の計算

1 日のうち延べ 1 時間以上停電した日を停電日数 1 日として計算いたします。

4．割引額（1 月に停電した日数 1 日の場合）

契約容量	基本料金	停電割引額
30 アンペア	660 円	26 円

以 上